

○村山市福祉医療費の支給に関する条例施行規則

(昭和49年5月28日規則第25号)

改正	昭和50年3月25日規則第6号	昭和51年1月14日規則第2号
	昭和56年3月30日規則第9号(題名改正)	昭和57年1月18日規則第2号
	昭和58年4月27日規則第9号	昭和62年6月24日規則第13号
	平成10年6月24日規則第24号	平成11年3月31日規則第3号
	平成18年6月26日規則第23号	平成19年6月26日規則第15号
	平成20年3月28日規則第10号	平成21年2月5日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、村山市福祉医療費の支給に関する条例(昭和48年村山市条例第25号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正 昭和56年規則9号

(定義)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳1級又は2級の所持者及び知的障がい者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者をいう。)で知能指数が35以下(肢体不自由等の障がい(身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害をいう。)を有する者にあつては、50以下)のもの
- (2) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- (3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害等級1級の障害基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第23条第2項又は第25条第1項若しくは第2項の規定による障害等級1級の障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害等級1級の障害年金を含む。)の受給権者
- (4) 精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者をいう。)で、恩給法(大正12年法律第48号)の規定による特別項症又は第1項症の増加恩給、国民年金法の規定による障害等級1級の障害基礎年金、その他公的年金各法の障害等級1級の障害年金の受給権者
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児で特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級の項に規定する程度の障害の状態にあるもの及び同令別表第1に規定する程度の障害の状態にある20歳以上の者

一部改正 昭和50年規則6号・51年2号・57年2号・58年9号・62年13号・平成10年24号・11年3号 全部改正 平成19年規則15号

(社会保険各法)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める社会保険各法とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

一部改正 昭和62年規則13号・平成10年24号・19年15号

(支給の始期の特例)

第3条の2 条例第6条の規定により難い特別な事情があると市長が認める場合は、別に定める日から医療費を支給することができる。

追加 平成21年規則1号

(医療証の交付申請)

第4条 条例第7条の規定により医療証の交付を受けようとする者は、別に定める申請書に次の各号に掲げるもので必要とする書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は前条に規定する社会保険各法による保険証書

(2) 第2条に規定する者にあつては、障害の程度を証明できるもの

一部改正 昭和58年規則9号・62年13号・平成19年15号・20年10号

(支給の申請)

第5条 条例第8条の規定により医療費の支給について申請しようとする者は、別に定める申請書に医療機関等が発行した領収書を添えて市長に提出しなければならない。

(医療費の確認)

第6条 医療費の確認は、医療機関が発行した診療報酬請求明細書又は医療機関等が発行した領収書により行うものとする。

(届出事項)

第7条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 世帯主、被保険者、組合員の氏名

(2) 被保険者又は組合員にかかる加入保険者証の記載事項

(3) その他市長が特に必要と認めた事項

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 村山市高齢者に対する医療費の支給に関する条例施行規則(昭和46年村山市規則第15号)は、廃止する。

附 則(昭和50年3月25日規則第6号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年1月14日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月30日規則第9号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年1月18日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年4月27日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年6月24日規則第13号)

この規則は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則(平成10年6月24日規則第24号)

- 1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 改正後の村山市福祉医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成10年7月1日以後の医療行為に係るものから適用し、同日前に行われた医療行為については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月31日規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月26日規則第23号)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の村山市福祉医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成18年7月1日以後の医療行為に係るものから適用し、同日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成19年6月26日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月5日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。